**【大阪府公共事業における】 景観形成の目標設定シート①**

|  |  |
| --- | --- |
| 記入日 | 　令和２年７月２日 |
| 記入者 | 所属　 | **公共建築室** | 担当者名　 | **川上** | 連絡先　 | **０６－６２１０－９７９２** |
| **事　業　概　要** |
| 事業名称 | ※*施設の名称及び新築・改修・改築等の別が分*かるように記載してください**大阪府立こんごう福祉センター（福祉型障がい児入所施設）改築工事**記入時点（いずれかに○）：　基本計画（概略設計）・基本設計(予備設計)　・　実施設計(詳細設計) |
| 事業地の位置 | **大阪府富田林市甘南備地内** |
| 施設概要 | 敷地面積 | **815,290㎡** |
| 事業種別 | 1.道路 　　2.河川 　　3.港湾 　　4.ダム 　　5.砂防　　 6.公園緑地 7.公共建築物　　8.その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 構造規模 | **鉄筋コンクリート造　地上1階建て、延べ床面積2,805㎡**※事業種別に応じて、構造、階数、路線名、延長、幅員、面積等を記載してください |
| 担当部署 | 設計担当 | **公共建築室** | 工事担当 | **公共建築室** |
| 施設所管 | **障がい福祉室** |
| **STEP１．事業地の景観形成に関する指針や基準を確認する** |
| ・事業地の『景観行政団体』の確認 | ■確認済　　□未確認（団体名：大阪府　　　　　　　　　） |
| ・景観行政団体の『景観計画』の確認 | ■確認済　　□未確認（景観計画の名称：大阪府景観計画　　　　　　　　　　　） |
| ・事業地が『景観計画区域』に含まれるかを確認 | ■含まれている　　□含まれていない（景観計画区域の名称：金剛・和泉葛城山系区域　　） |
| ・景観計画区域に規定された景観形成の方針や規制内容を確認 | ■確認済　　□未確認※事業地に適用される箇所を別紙として添付してください |
| ・『大阪府公共事業景観形成指針』の確認 | ■確認済　　□未確認 |
| ・『大阪府公共事業景観形成指針』における本事業に関連する内容の確認 | ■確認済　　□未確認 |
| **STEP２．良好な景観形成に寄与した公共事業の事例を確認する** |
| ・本事業の参考となる、良好な景観形成に寄与した公共事業の事例を確認 | ■確認済　　□未確認事例の所在：大阪府富田林市甘南備地内施設名：こんごう福祉センター障害者支援施設「かつらぎ・にじょう」※他府県の事例でもよい |

※景観法、景観計画の指定状況等が不明な場合は府景観部局へお問合せください

|  |
| --- |
| **STEP３．事業地周辺の景観の特徴を確認する** |
| **事業地の立地特性や周辺のまちなみ・景観資源等の確認** |
|  | 計画地周辺の地形上の特徴 | ・起伏のある山地 |
| 計画地周辺の景観を構成する主な要素 | ・自然環境 |
| 計画地周辺の景観を構成する特徴 | ・障がいを持つ方たちの施設が多く存在しており、施設特長は近似するが外観的な統一性はそれほど図られていない。 |
| 道路（沿道）から計画地までの景観上の特徴 | ・公道からは奥まっており計画地は見えない。・敷地内通路はアスファルト舗装で統一されている。・沿道の樹木は山地の雑木が多く、樹種も多様。 |
| その他※地域の風土、歴史、文化等、景観形成に影響のある要素があれば記入すること | ・障がいを持った方たちの生活する施設や学校などが敷地付近に多く存する。 |
| **事業地の周辺からの見え方の確認** |
|  | 計画地を望む主な視点場 | 遠景 | 遠景からは山地に囲まれており、視点場となる場所はないと思われる。 |
| 中景 | 中景からは山地に囲まれており、公道からも離れているため視点場となる場所はないと思われる。 |
| 近景 | 敷地内通路から計画地への導入部分からは、高低差もあり計画建物が望めない。計画敷地内にて計画建物を望む。 |
| 計画地の見え方 | 遠景 | 遠景からは山地に囲まれており、構造物は望めない。 |
| 中景 | 中景からは山地に囲まれており、構造物は望めない。 |
| 近景 | 傾斜地の上部にあり、計画地も傾斜のある敷地となっている。周囲は緑豊かな山地。隣接地に支援学校があるが、計画地からはほとんど望めない。 |
| **STEP４．計画地の景観上、最も重要なポイントを確認する** ※STEP１～３の確認結果を踏まえ、計画地の景観上、重要なポイントを記載してください |
| ・緑豊かな山間にあり、自然景観との調和を図る。・障がいを持った方々の施設が集約された地区にあり、それら施設との調和を図る。・アプローチからの建築物、外構等の見え方見せ方に留意して計画する。・敷地外周部の通路については、周辺の緑のつけ方、建築物等の見え方に配慮する。 |
| **STEP５．景観形成の目標（景観に関する基本的な考え方）を立てる**※STEP１～４の確認結果を踏まえ、本事業における景観に関する基本的な考え方について記載してください |
| No. | 内容 |
| １ | 子どもたちが、自然あふれる美しい環境の中で落ち着いた生活が送れるよう、緑に囲まれ自然と一体となった施設づくりを心掛ける。 |
| ２ | 子どもたちの毎日の生活を安心で安全に暮らすことができる建物や設備を設え、それが意匠として意味のある形に表出するような建物づくりを行う。 |
| ３ | 子どもたちの安全を守るため、駐車場や車両の通行するエリアと生活するエリアは区分して配置し、周囲には樹木を植えるなどの配慮を行う。 |
| ４ | 附属建屋を設ける場合は、配置計画により目立たない配慮をしたり、樹木での目隠しを行う等の配慮を行う。 |
| ５ | 太陽光発電パネルを除いて、屋上に設備を設置する場合は、建物と意匠的に一体となるような目隠し壁などで周辺から見えない配慮を行う。 |
| ６ | 舗装については車路についてはアスファルト舗装を行うが、緑地の散策路などについては自然色舗装を用い、自然景観との調和に配慮する。 |
| ７ | 既存樹木の調査を行い、既存建物の解体工事との調整も必要ではあるが、可能な範囲で主要な樹木の保存を行う。 |
| ８ | アプローチからの建築物、外構等の見え方見せ方に留意して計画する。 |
| ９ | 敷地外周部の通路については、周辺の緑のつけ方、建築物等の見え方に配慮する。 |
| １０ |  |

（必要に応じて、行は調整してください）